

令和 8 年度第 1 回 小郡市都市計画審議会 — 議 事 録 —

- 日時：令和 8 年 4 月 13 日（月）14:00～
- 場所：小郡市役所 本館 3 階大会議室
- 出席委員：寺崎廣喜委員、天本徳浩委員、春田千秋委員、黒岩重彦委員、田中雅光委員、
廣瀬暢昌委員、岡本直樹委員（代理）、平井信之委員（代理）、永島聡委員、山
方奈津季委員、百瀬光子委員
- 欠席委員：野田弘喜委員、森田由美子委員、川野悦子委員

- 事務局：諸富都市建設部長、河辺都市計画課長、平計画係長、大久保主任主事

議 事

久留米小郡都市計画 井上地区地区計画の決定（小郡市決定）

- 事務局
～議案第 1 号「久留米小郡都市計画 井上地区地区計画の決定（小郡市決定）」を説明～

- 委員
・このエリア周辺が都市計画法第 34 条 12 号の指定区域ということではあるが、住宅開発が行われているのか。また、12 号指定区域と地区計画の道路の重複の件は理解できなかったため、再説明をお願いしたい。
- 事務局
・一点目の住宅開発については、特筆すべき住宅開発は現状行われていない状況である。
・二点目については、地区計画を挟んで両側に集落があり、12 号指定区域の考え方の一つに 50 戸の連たん性が必要であり、さらに個々の建築物が 50m の範囲内にあることとされている。この条件にはただし書きがあり、自然的社会的な繋がりにより複数の集落をひとつの集落としてみなすことができる。つまり、この道路は集落と集落を結ぶ条件のひとつである。また、今回の地区計画は産業系であり、12 号指定区域は住宅系であることから目的・用途が異なる。福岡県と協議する中で、目的が異なるものを重複しないということで道路部分のみ、地区計画から除外したという経緯がある。

- 委員
・今回の計画は農業関連施設と物流施設ということでお伺いしたが、農業関連施設はどのようなものを想定しているのか、具体的に聞きたい。
- 事務局
・北側については、既に JA と取引きがある企業である。冷凍・冷蔵がメインであり、農産物加工品等を取り扱う施設が北側に、南側も北側の企業とのグループ会社になっていて、農

業資材等を取り扱っていると聞いている。

■委員

・地区計画区域の南側工区の東付近に地番界と記載があるが、ハウスの真ん中を分断している形状である。どのような理由での区域割りかを聞きたい。

■事務局

・事業者による民間開発であり、地権者との交渉の関係でこの形状になっている。

採 決

久留米小郡都市計画 井上地区地区計画の決定（小郡市決定）

～議案第1号「久留米小郡都市計画 井上地区地区計画の決定（小郡市決定）」を採決～

■委員

（異議なし）

■議長

原案について異議はなく、原案のとおり決定されるのが適当である。

上記の内容が正確であることを確認し、署名する。

令和 年 月 日

署名欄 _____